

持続可能な地域コミュニティの 実現に向けたガイドライン 【たたき台】

～自分たちのまちは自分たちで創り、守る～



令和7年7月

 広島市

目次

ガイドラインとは	1
はじめに.....	2
第1部 基礎編	3
1 共助の精神に基づく市民主体のまちづくりの基盤となる「ひろしまLMO(エルモ)」.....	3
2 持続可能な地域コミュニティの実現に向けた各主体の役割と市の責務	4
3 各主体の具体的な役割	5
4 市の責務を踏まえた施策の基本方針	6
第2部 実践編.....	7
1 ひろしまLMOの設立	7
LMOの設立に向けた基本的な流れ	7
ステップ1～地域の機運醸成～	8
ステップ2～話合いの場の設置～	8
ステップ3～準備委員会での検討～	9
ステップ4～LMOの設立～	10
2 ひろしまLMOの持続的な運営	11
(1) 毎年の事業計画の立て方	11
(2) 運営会議の開催	11
(3) 透明性の高い適切な会計処理の実施	11
(4) 年次評価と振り返り	12
(5) 次年度への引継ぎと準備	12
おわりに.....	13
資料編	14
1 指定地域共同活動団体制度	14
2 広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例	16
(1) 条例制定の意義	16
ポイント1 ひろしまLMOは地方自治法と条例に基づく団体になります。.....	16
ポイント2 ひろしまLMOへの支援の継続性が担保されます。.....	16
ポイント3 行政財産の貸付けなどが可能となります。.....	16
(2) 条例の構成	16
(3) 条例の解説	17
問合せ先	19

ガイドラインとは

本ガイドラインは、本市の地域コミュニティの活性化に関する基本認識を明らかにし、各主体（市民、地域団体、事業者、ひろしまLMO）の役割や本市の責務、施策の基本方針を示すことで、各地域における持続可能な地域コミュニティの実現に向けた具体的な取組に結び付けていくことを目的としたものです。

市民、地域団体、ひろしま LMO、事業者など地域に関わるみなさんが、このガイドラインを活用し、それぞれの役割を意識しながら市民主体のまちづくりに取り組んでいただくことにより、都市部や中山間地・島しょ部などあらゆる地域で生活する住民が、それぞれのライフスタイルに合わせて元気にいきいきと活動でき、それぞれの地域で互いに支え合いながら、たおやかに、おだやかに暮らしていくことができる持続可能な地域コミュニティを実現していきたいと考えています。

はじめに

1 地域コミュニティの現状

地域コミュニティは、文化・スポーツ、観光・交流、伝統文化などの活力とにぎわいを創出するとともに、福祉、子育て・教育、環境・美化、防災、防犯、交通安全などの地域における安全・安心な暮らしを支えるなど、国際平和文化都市を都市像に掲げる本市の発展に大きく寄与しています。

しかしながら、少子高齢化や単身世帯の増加などの家族単位の縮小、労働環境や生活環境の変化といった様々な社会的要因の変化が、市民の地域コミュニティへの参画意欲を減少・喪失させており、地域活動の担い手不足をはじめとした、地域コミュニティの活力低下が懸念されています。

少子高齢化、担い手の不足
地域の活力低下



2 地域コミュニティ活性化ビジョンの策定

地域コミュニティの現状を踏まえ、住民同士が支えあい、安全・安心に暮らすことができる地域を創り、持続可能な地域社会の実現を図るため、令和4年2月に「広島市地域コミュニティ活性化ビジョン」(以下「ビジョン」といいます。)を策定しました。

ビジョンでは、地域の関係者が、楽しさややりがいを感じながら、市民主体のまちづくりを進めることができるよう、地区社会福祉協議会や連合町内会・自治会等が中心となり、地域の実情に応じて、地域団体やNPO、協同労働団体、企業、商工会、住民有志など、多様な主体と連携しながら、おおむね小学校区を活動範囲とし、小学校区内のすべての住民を対象に活動する、地域を代表する団体である「ひろしまLMO(エルモ)」づくりを提案しています。



3 これから求められる地域コミュニティ

人々の価値観や生活様式の変化とともに、地域が抱える課題が多様化し、行政サービスだけでは課題への対応が一層困難な状況となっており、一人一人が自らの課題解決のために行動する「自助」や行政による「公助」に加えて、地域の多様な主体が協力しながら行動する「共助」の取組がこれまで以上に求められています。

「自分たちのまちは自分たちで創り、守る」という基本的な考え方の下、「共助」の精神に基づく市民主体のまちづくりを進めていくことが重要です。



4 条例の制定

こうした中、令和6年9月26日に施行された改正地方自治法において、住民が地域において日常生活を営むために必要な活動を地域の多様な主体と連携して行う団体を、市町村が「指定地域共同活動団体」として指定する制度(指定地域共同活動団体制度)が創設されました。

これにより、複雑・多様化する地域課題に対応するためには、地域の多様な主体が連携・協働して地域課題の解決に取り組む団体の法律上の位置付けが明確になりました。



こうした国の動きを踏まえ、本市では、指定地域共同活動団体の制度を活用し、「ひろしまLMO」への支援を一層充実させることにより、地域における多様な主体が連携した共助の精神に基づく持続可能な地域コミュニティの実現を目指すために、令和7年3月に新たに「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」を制定しました。

1 共助の精神に基づく市民主体のまちづくりの基盤となる「ひろしまLMO(エルモ)」

本市では、「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」に基づき、ひろしま LMO を指定地域共同活動団体として位置付け、ひろしま LMO を基盤とした持続可能な地域コミュニティの実現を目指します。

ひろしまLMO(エルモ)とは

ひろしまLMOは、おおむね小学校区を活動範囲として、地域の実情に応じて、多様な主体と連携しながら地域課題の解決に取り組む地域を代表する団体であり、本市における共助の精神に基づく市民主体のまちづくりの基盤となる団体です。

本市では、「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」に基づき、住民が地域において快適で安心な日常生活を営むために特に必要となる生活サービスの提供に資する活動(特定地域共同活動)を地域の多様な主体と連携し、効率的かつ効果的に行う団体を「ひろしま LMO」として指定しています。

ひろしま LMO として指定を受けるためには、構成団体や活動内容等に関する要件があり、その概要は以下のとおりです。

構成団体

LMO が地域を代表する団体となるために、地区・学区社会福祉協議会と連合町内会・自治会に加えて、次の(1)～(12)の半数以上の団体を構成団体としましょう。

(1) 地区防犯組合

(2) 学区自主防災会連合会

(3) 地区公衆衛生推進協議会

(4) 学区子ども会育成協議会

(5) 単位地域活動連絡協議会(母親クラブ)

(6) 地区青少年健全育成連絡協議会

(7) 学区体育協会

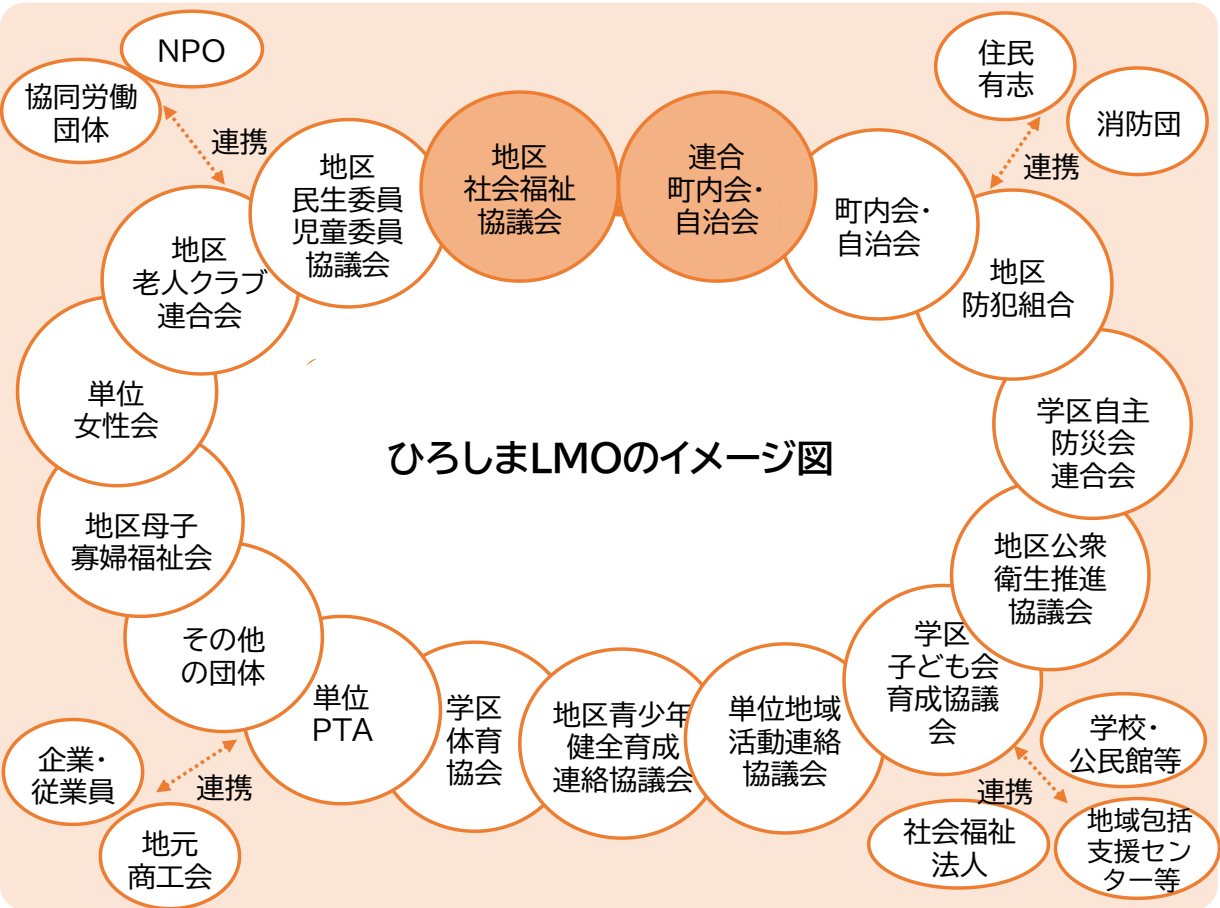
(8) 単位PTA

(9) 地区母子寡婦福祉会

(10) 単位女性会

(11) 地区老人クラブ連合会

(12) 地区民生委員児童委員協議会



※ 構成メンバーは地域の実情に応じて決定

活動内容

まちづくりに関する中長期的な計画を定めて、次の(1)～(15)のいずれかの活動(特定地域共同活動)を行いましょう。

(1) 地域住民の生活支援に資する活動

(2) 地域住民の健康の維持増進に資する活動

(3) 地域住民の交流促進に資する活動

(4) 地域住民の生涯学習に資する活動

(5) 地域のこども及び子育て世帯への支援に資する活動

(6) 地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動

(7) 地域の生活環境の整備又は美化に資する活動

(8) 地域の防災又は減災に資する活動

(9) 地域の防犯に資する活動

(10) 地域の交通安全に資する活動

(11) 地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動

(12) 地域の魅力の向上に資する活動

(13) 地域課題等の把握に資する活動

(14) (1)～(13)の活動の地域内外への情報の発信に資する活動

(15) (1)～(14)の活動の新たな担い手の確保に資する活動



市民の具体的な役割

市民は、地域コミュニティの一員として、地域への理解と関心を深めるため、積極的かつ継続的に自らの住む地域について学ぶよう努めることが望めます。また、自主的かつ積極的に地域活動に参画、協力し、市民相互の交流及び協働に努めることが望めます。

【具体的な取組】

- ・ 地域イベントや活動に積極的に参加し、地域でのつながりを作りましょう。
- ・ 外国人、一人暮らし、つながりのない人などにも声をかけ、隣人同士の助け合いを進め、地域の絆を強めましょう。



事業者の具体的な役割

事業者は、地域コミュニティの重要性を理解するとともに、地域コミュニティの一員としての認識を持ち、地域との調和を図るよう努め、従業員の地域活動への参画に配慮するよう努めることが望めます。

また、地域において行われる地域活動及び地域コミュニティの活性化の推進に関する本市の施策に協力するよう努めるものとします。

【具体的な取組】

- ・ 地域のイベントや活動に対して、資金や物資などの援助を行い、地域の活動を支援しましょう。
- ・ 企業や従業員も地域活動に参画しましょう。



地域団体の具体的な役割

地域団体は、その活動する分野における知識や専門性を生かし、地域課題の解決に努めることが望めます。また、地域課題の解決のために他の団体や市と連携や協力するとともに、地域課題の解決のための情報収集や自らの活動に関する情報の発信に努めるものとします。

【具体的な取組】

- ・ 地域のイベントの企画・運営をし、地域住民の参加を促進しましょう。
- ・ 定期的に会議を開き、地域内の問題解決に向けて議論しましょう。



「各主体の役割」を定めるに当たっては、市民、地域団体、事業者が参加したワークショップでの意見等を参考としました。

(ワークショップ概要)

開催日時	令和6年3月23・24日、5月18・19日
会場	広島大学東千田キャンパス SENDALAB ほか
内容	地域コミュニティを持続可能なものにするためにわたしたちがすべきこと



ひろしまLMOの具体的な役割

ひろしまLMOは、地域を代表する組織としての信認を保持するとともに、地域課題を積極的に解決していくために、地域の多様な主体と連携、協力するものとし、その構成団体がそれぞれの活動を円滑に、かつ、効果的に行うことができるよう、構成団体の活動方針や内容を理解・尊重し、構成団体間でこれらの情報が相互に共有されるよう努めるものとしします。

また、地域課題を踏まえた地域の将来像を市民に広く共有するとともに、地域課題の解決に向けた具体的方策を企画、立案し、その実践に努めるものとしします。

【具体的な取組】

- ・活動拠点を設け、他の地域団体との交流及び情報交換の機会を増やしましょう。
- ・誰でも気軽に集まれる拠点づくりに取り組みましょう。
- ・構成団体間で連携して、地域課題の解決に取り組みましょう。



施策の基本方針

市は、持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、次の施策の基本方針に基づき、必要な施策を実施します。また、事務事業の実施に当たり地域団体等に協力を求めるときは、市内部の組織間の連携を図り、当該地域団体等の負担が過重なものとならないように配慮するものとしします。

地域コミュニティ全般

- ・地域コミュニティの重要性について、必要な広報及び啓発を行います。

地域団体

- ・地域団体による相互の連携を促進します。
- ・地域団体に対し地域活動の場を提供します。
- ・地域団体に対し必要な情報を提供します。
- ・地域団体の新たな担い手となり得る人材を育成します。
- ・地域団体が行う当該団体への加入促進活動を支援します。

ひろしまLMO

- ・ひろしまLMOの設立・運営に関して、情報の提供や助言、設立・運営資金の助成などの必要な支援を行います。
- ・ひろしまLMOの自主的な活動を推進するため、ひろしまLMOの自主財源の確保に必要な支援を行います。

企業・現役世代

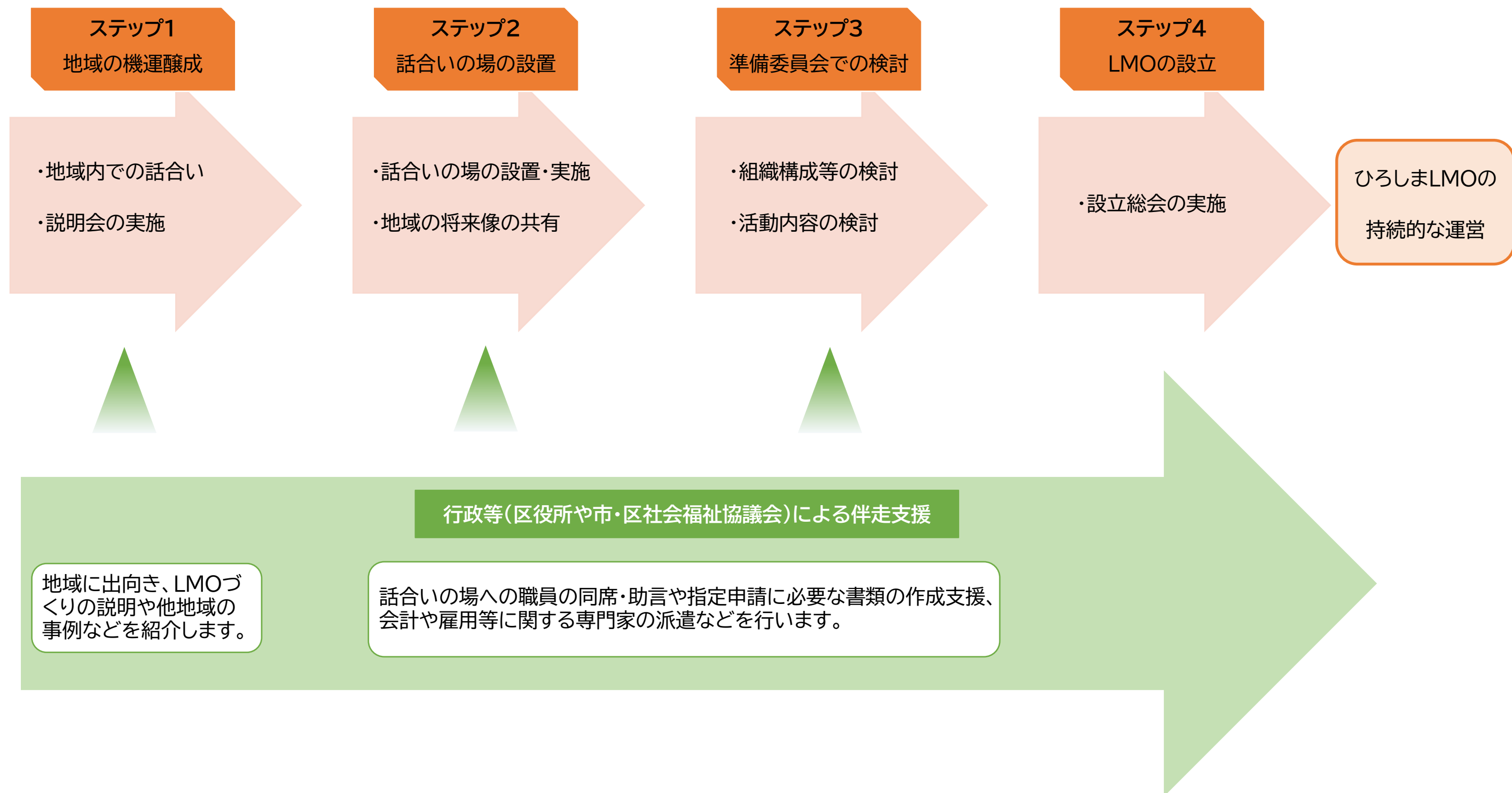
- ・企業等で働く現役世代が、地域貢献活動に参画しやすい環境づくりを促進するために必要な措置を講じます。

市職員・市の体制

- ・市職員に対し、地域コミュニティに関する研修を行うとともに、地域活動への主体的な参画を促進します。
- ・市の関係部局等が連携して地域コミュニティの活性化に関する施策の検討を行う体制を整備します。

LMO の設立に向けた基本的な流れ

ひろしま LMO は地域を代表する団体です。地域の多様な主体が参画できるようにするため、次の4ステップに沿って検討を進めていきましょう。なお、記載している流れはあくまでも標準的な進め方のため、地域の皆さんで話し合いながら、地域の実情に応じた進め方で取り組みましょう。



1 ひろしまLMOの設立

ステップ1～地域の機運醸成～

まずは、地域でLMOのことを知る機会を作りましょう。LMOとはどのような団体で、どのような活動を行うのか、地域で話し合い、地域全体で「LMOが必要だ」という機運を醸成することが大切です。

市では、随時LMOに関する説明会を実施していますので、地域の各種地域団体の役員の方などに声をかけ、説明会を開催してみましょう。

【広島市 LMO づくりサポート事業】

実際に他の LMO の活動風景や活動拠点を見たり、LMO の会長等の体験談を聞くことで、LMO づくりの参考となります。広島市では、LMO の円滑な設立を支援するため、LMO の構築を検討する地域が LMO を見学したり、LMO 会長等を地域に派遣する事業を行っています。



行政等の伴走支援

・「ひろしまLMO」づくりを考える際、区役所や市・区社会福祉協議会の職員が地域に出向き、「ひろしまLMO」づくりの説明や皆様からのご質問にお答えします。また、話し合いの場の結果を踏まえて、その地域にあった「ひろしまLMO」づくりの進め方を提案します。

・「ひろしまLMO」認定地区や「ひろしまLMO」づくりに取り組んでいる地区の事例を紹介します。
・アンケートを実施する際の項目等について、職員も一緒に考えます。また、ワークショップを実施する際にまちづくりコーディネーターの専門的な知識が必要な場合は、無料で派遣することも可能です。



ステップ2～話し合いの場の設置～

地区社協や連合町内会・自治会が中心となって、地域の各種団体など参画を呼び掛けた上で、話し合いの場を設置しましょう。アンケート、ワークショップ、まち歩き・まち探検などで地域情報や課題の把握をしたり、地域の将来像を考えてみましょう。

① 話し合いの場の設置

- ・ LMO の設立に向けて、地区社会福祉協議会や連合町内会・自治会の会長等が中心メンバーとなって話し合いの場を設置しましょう。
- ・ 話し合いの場には、地域の各種団体の代表者を始め、現役世代や子育て世代の方にも参加していただけるよう参加を呼びかけ、LMO の必要性などについてみんなで考える勉強会などを開催しましょう。

② 話し合いの実施

話し合いの場を設置したら、LMO 設立に向けて以下の項目について話し合いを進めていきましょう。

㊦ LMO 設立のスケジュールの共有

LMO 設立のスケジュールを話し合いの場で共有しましょう。何をいつごろ実施するかといった LMO 設立スケジュール案を作成しましょう。

㊧ 地域の現状・課題の把握

広く地域住民等から地域全体の課題や意見を聴きとりながら、地域の状況や課題を把握しましょう。例えば、以下のような地域の現状・課題を知るための手法が有効です。

【地域の現状・課題を知るための手法】

㊦ ワークショップ

- ・ みんなで意見を出し合い、意見や提案をまとめる手法です。地区の様々な年代の方が集まり、地域の魅力や課題を考えてみましょう。



㊦ アンケート調査

- ・ 話し合いの場(ワークショップなど)に参加しない(できない)人の意見を汲み取る方法として、住民アンケートの実施も検討してみましょう。アンケートは実施や集計に時間と人手がかかるので、近隣の大学や民間企業などの協力してもらうなど効果的にアンケートを実施できる方法を検討してみましょう。

㊧ 地域の将来像の共有

- ・ ㊦で把握した地域の現状や課題について、分類や整理して、各分野(テーマ)の目標や活動方針についてまとめてみましょう。
- ・ どのような地域にしていきたいかという地域の将来像をスローガンとしてまとめましょう。

1 ひろしまLMOの設立

ステップ3～準備委員会での検討～

LMO の設立に当たっては、規約や組織の構成、役員、事業計画、予算案など多くの事項を検討する必要があります。これらの事項を検討するために、以下のとおり準備委員会を設置しましょう。

【準備委員会の概要】

構成員：話し合いの場のメンバーを中心に、多様な主体の連携の観点から、テーマ性のある活動を行う NPO、協同労働団体、企業、商工会、公民館、学校、住民有志、地域外の人材など新たな参画を促しましょう。

人数：10～20名程度

役員：委員長、副委員長を置き、任期は LMO の設立までにします。

委員：各種地域団体等から1～2名ずつ選出することが望ましいです。

検討事項：LMO 設立までの全体スケジュール、中長期事業計画、収支予算案、活動拠点、組織の構成(部会の設置等)など

① どのような取組が必要か考える

ステップ2①で把握した地域の課題等を基に、地域の将来像の実現に結び付く取組や今地域で取り組むべき取組など、重要度や緊急度などを考慮しながら取組の内容を検討してみましょう。

また、各地域団体が現状何をしているかを把握し、準備委員会のメンバーに共有するために各地域団体の活動計画を取得し、年間スケジュールに記載してみましょう。各地域団体の年間スケジュールを把握することで、どのような取組が必要になるかを考えやすくなります。

次の(1)～(15)のいずれかの活動は必ず行いましょう。【条例第3条第1項】

- (1) 地域住民の生活支援に資する活動
- (2) 地域住民の健康の維持増進に資する活動
- (3) 地域住民の交流促進に資する活動
- (4) 地域住民の生涯学習に資する活動
- (5) 地域のこども及び子育て世帯への支援に資する活動
- (6) 地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動
- (7) 地域の生活環境の整備又は美化に資する活動
- (8) 地域の防災又は減災に資する活動
- (9) 地域の防犯に資する活動
- (10) 地域の交通安全に資する活動
- (11) 地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動
- (12) 地域の魅力の向上に資する活動
- (13) 地域課題等の把握に資する活動
- (14) (1)～(13)の活動の地域内外への情報の発信に資する活動
- (15) (1)～(14)の活動の新たな担い手の確保に資する活動

なお、LMO の活動は地域の全住民を対象とした地域課題の解決のためのものであるため、宗教活動や政治活動などを主な目的とする活動はできません。

条例で以下の(1)～(5)の活動が禁止されています。【条例第3条第3項第6号】

- (1) 宗教の教義を広めることなどを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進することなどを目的とする活動
- (3) 特定の公職の候補者などの推薦等を目的とする活動
- (4) 暴力団等の威力の誇示などにつながる活動
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる活動

② どのように実行するか考える

①で考えた取組について、すぐに取り組めるものか、中期的に取り組むべき課題かを整理の上、どういう順番で取り組むか、優先順位を付けていきましょう。

各種地域団体同士や世代間での連携・つながりを想定しながら、いつ、どこで、誰が、どのようにして実行するかについても考えましょう。

③ まちづくりに関する中長期的な計画

①、②で検討した内容を基に、まちづくりに関する中長期的な計画を作成しましょう。福祉、防災、防犯などそれぞれの分野ごとに、3～5年程度の事業計画を作成しましょう。

条例で「まちづくりに関する中長期的な計画を定めていること」が LMO の指定要件となっています。まちづくりに関する中長期は内容を定期的に見直して更新しましょう。【条例第3条第3項第4号】

④ 設立年度の事業計画案の作成

まちづくりに関する中長期の計画を作成し、取り組む事業に優先順位を付けたら、実施主体となる各地域団体や部会などと一緒に、内容を具体化し、イメージを共有した上で、事業計画書を作成しましょう。

⑤ 収支予算書案の作成

実施する事業や活動拠点の用途が立ったら、それらを実施するために必要な収入と支出を考えましょう。

【収入の例】

- ・ LMO 設立時助成金、LMO 運営助成金、一括交付金
- ・ 町内会費などのそれぞれの団体の自主財源
- ・ 寄附金や企業からの協賛金

【支出の例】

- ・ 事務局員を雇用するための人件費(給与+交通費+労災保険料 など)
- ・ 活動拠点を維持管理するための費用(家賃・使用料、拠点に必要な机などの備品など)
- ・ 実施する事業で必要な経費(事業に必要な備品や消耗品の購入など)

1 ひろしまLMOの設立

⑥ 名称の検討

組織名は地区名(小学校区名)を入れて、住民になじみやすくなりやすいものにしましょう。
組織名を公募するなど、地域住民に広く浸透させるための工夫を考えてみましょう。

(組織名の例:〇〇地区地域運営委員会、〇〇地区自治協議会、〇〇地区まちづくり協議会)

⑦ 代表者・役員の選定

代表者や副代表、会計、監事などの役員を、透明で民主的な手続きで決めていきましょう。規約で代表者の任期と再任に関する規定を定めるなど、特定の人に権限が集中しすぎない仕組みにすることが重要です。

地域の声を幅広く受け止め協議するために、若者・現役世代や女性の役員を積極的に増やしていくことも大切です。

〔代表者〕【条例第3条第3項第6号ウ】

LMO では特定の公職者や公職の候補者などの推薦等を目的とする活動が禁止されているため、代表者の選任は慎重に検討しましょう。

〔役員〕【条例第3条第3項第3号】

特定の団体の構成員が役員の半数以上を占めないようにしましょう。

⑧ 活動拠点及び事務局体制(活動拠点及び事務局員)の検討

活動拠点は、地域住民が気軽に立ち寄れるような場所を選ぶことが重要です。学区集会所の活用や民間施設の借り上げのほか、地域の空き家、利用されていない市の施設(廃校となった小学校)など、地域の実情に応じて、活動拠点を検討してみましょう。

LMO の継続的・安定的な運営を行うに当たって、事務所機能を有し広く住民に開かれた活動拠点と会議の議事録、事業計画書、予算・決算書などの書類作成や LMO に関する各種助成金の交付申請や実績報告などの実務処理を行う事務局員の配置を検討しましょう。活動拠点に常駐スタッフを配置することで、住民が気軽に立ち寄りやすくなります。

行政財産の貸付け

指定地域共同活動団体であるひろしまLMOは、行政財産の貸付けを受けることができます。地域内に利用されていない市の施設がある場合には、拠点として活用できる場合がありますので、市にご相談ください。

⑨ 規約案の作成

規約のひな形を参考に規約案を作成しましょう。規約のひな形には、LMO において民主的で透明性が高く適正な運営を確保するために、条例で規定する次の(1)～(4)の事項を盛り込んでいます。【条例第3条第2項】効

- (1) 団体の運営に関する主な事項を団体の構成員の意思に基づき決定すること。
- (2) 代表者その他の役員を団体の構成員の意思に基づき選任すること。
- (3) 予算及び決算に係る資料の公表並びに決算に係る監査を行い、経費の使途の透明性を確保すること。
- (4) 活動の計画及び実施の状況を公表すること。

規約には次の①～⑧の事項を必ず記載しましょう。【法 260 条の 49 第 2 項第 3 号】

- ① 目的、② 名称、③ 主としてその活動を行う区域、④ 主たる事務所の所在地、⑤ 構成員の資格に関する事項、⑥ 代表者に関する事項、⑦ 会議に関する事項、⑧ 会計に関する事項

行政等の伴走支援

- ・区役所や市・区社会福祉協議会の職員が、地域の話合いの場に同席し、まちづくりに関する中長期計画や単年度の事業計画・収支予算、規約などについて、スムーズに作成できるよう、様式のひな型の提供や助言などを行います。
- ・会計処理等に関する困りごとは税理士、事務局員を雇用する際の困りごとや諸手続きなどの相談は社会保険労務士を派遣します。

ステップ4～LMOの設立～

設立総会を開いて役員を選出し、協定書案、規約案、事業計画案、収支予算案、中長期計画案の承認を受けましょう。

ひろしまLMOに対する支援の具体例

ひろしまLMOの設立・運営に対する財政支援

1 ひろしま LMO 設立時助成金 <広島市社会福祉協議会からの助成> ※申請は1回限り

備品整備費や拠点改修費、事務所費などの拠点整備や設立当初の運営に要する経費を助成します。(助成額:50万円(上限額) ※補助率10/10)

2 ひろしま LMO 運営助成金 <広島市社会福祉協議会からの助成> ※毎年度申請可能

種 別	助成額	内 容
人件費	300万円(年度上限額) ※補助率10/10	活動拠点に配置する事務局員の雇用などに要する経費を助成します。
活動拠点 維持管理・運営費	300万円(年度上限額) ※補助率10/10	活動拠点を継続的に運営するために必要となる施設の借上げなどに要する経費を助成します。
地域課題を解決するための事業への支援		「ひろしま LMO」が作成する事業計画に基づく地域の実情に応じた課題解決のための事業に要する経費を助成します。

3 ひろしまLMO一括交付金 <広島市社会福祉協議会からの助成> ※毎年度申請可能

ひろしまLMOを中心とした連携協定を締結している各種地域団体における地域特性を生かした活動の更なる充実や事務負担の軽減につなげるため、市から各種地域団体に直接交付している補助金に代えて、従来の補助金の補助限度額や対象経費等を拡充・一本化した一括交付金を広島市社会福祉協議会からひろしまLMOに交付します。

2 ひろしまLMOの持続的な運営

ひろしまLMOが持続的に活動するためには、毎年の運営計画と振り返りが重要です。これにより、翌年度の活動がより効果的になります。ここからは、毎年行うべき運営活動を中心に、具体的な取り組みとその進め方を紹介します。

(1) 毎年の事業計画の立て方

LMOの活動を計画的に進めていくため、毎年初めに年間の事業計画を立てることが大切です。事業計画は、活動の目的や目標を明確にし、年度ごとの活動を整理する役割を果たします。

① 事業の優先順位の決定と目標設定

- ・毎年、地域における課題やニーズを把握し、地域課題の優先事項を明確にしましょう。
- ・「地域住民の防災意識向上のために避難訓練を〇回実施する」や「イベントの参加者数を前年より〇%増加させる」など、地域課題を解決するための目標を具体的に設定しましょう。

② 事業計画の作成

- ・目標を達成するために行う具体的な活動内容を整理します。イベントやワークショップ、定期的な会議など、活動の種類とその時期を決めます。
- ・計画した活動に必要な予算を見積もり、確保する方法を考えます。補助金、地域企業からの協賛、参加費などを組み合わせて予算を確保します。

随意契約による委託

指定地域共同活動団体であるひろしまLMOは、LMOが行う事業と市の事業を一体的に行うことで、相乗効果により、効率的かつ効果的に住民の福祉の増進が一層図られる場合には、市の事務の委託を受けることができます。委託を受けるかどうかは、ひろしまLMO内でよく話し合って決めてください。

(2) 運営会議の開催

事業計画に基づき、活動やイベントを実行します。実際に活動を進めていく際には、定期的な見直しと進捗管理が必要です。

① 運営会議

- ・定期的に運営会議を開催し、構成団体や各部会が活動の進捗を報告します。進捗状況に合わせて必要な修正を加え、課題があれば共有し解決策を考えます。
- ・定例会議では、今後の活動予定を再確認し、必要な準備や役割分担を決めます。

② 参加者の意見やニーズの反映

- ・必要に応じてワークショップなどを開催し、住民の声を集める機会を作ります。
- ・イベント後には参加者にアンケートを取り、参加者の満足度を確認し、活動を改善します。

(3) 透明性の高い適切な会計処理の実施

地域を代表する団体であるひろしまLMOは、予算及び決算に係る資料の公表や適正な監査を行い、経費の使途の透明性を確保することが求められます。そのためには、LMOで取り扱うお金が適切に管理・支出し、定期的に会計担当者以外の者によるチェックを行うなどの仕組み作りが必要です。

① お金を管理する仕組み

- ・LMOでは助成金等や各種会費、協賛金など様々な種類のお金を取り扱います。まずは、LMOの口座を作成しましょう。また、現金出納は通帳での管理を基本とし、こまめに記帳しましょう。
- ・通帳と印鑑は別の役員が管理するなど、お金を取り扱う際には必ず複数の役員が関わる仕組みを作りましょう。

② お金の記録をする仕組み

年度当初には予算書を作成し、1年間の予算を立てましょう。

日々の現金出納は現金出納帳を使用し、出納を全て記録しましょう。お金の出入りを正確に記録するために、支出した時には必ず領収書をもらい、領収書の日付や金額を適切に記録しましょう。

③ 定期的にチェックする仕組み

年度末には現金出納帳を基に、決算書を作成し、監事の監査を受けた上で、総会の承認を得ましょう。監事による監査では、LMOの代表者や会計、事務員等が立ち会い、予算書・決算書・現金出納帳・領収書・通帳などのLMOの会計処理に関わる全ての書類をチェックします。監事から指摘事項があれば、改善策について役員会や総会等で話し合い、話し合った改善策を次年度以降の運営に反映させましょう。また、四半期ごとに内部監査を行うなど、より透明性の高い適切な会計処理を実施する仕組みを検討しましょう。

④ 住民に公表する仕組み

総会において決算が承認された後に、LMOのホームページを活用して、予算書や決算書を公表し、地域住民にLMOの会計の収支状況を周知しましょう。

会計確認の実施

ひろしまLMOでの会計処理が適切に行われているかを確認するため、広島市社会福祉協議会と区役所の職員がLMOの活動拠点に出向き、LMOの役員等立会いの下、会計確認を行うことがあります。

2 ひろしまLMOの持続的な運営

(4) 年次評価と振り返り

年度末には、年間の活動成果を評価し、次年度への改善点を見つけるための振り返りを行います。この過程で明確にした問題点や改善案を元に、次年度の運営に活かします。

① 成果の評価

- ・当初立てた目標がどの程度達成できたか考えてみましょう。参加者数や活動の反響、地域の課題解決度など、できるだけ数値や具体的な事例で評価してみましょう。
- ・成果が上がった活動の要因を分析し、他の活動にも生かす方法などをまとめます。

② 改善点の見直し

- ・参加者や構成団体からの声などを基に、改善が必要な活動を見直します。
- ・振り返りの結果を元に、次年度の運営計画に改善案を組み込み、より良い活動を目指します。

(5) 次年度への引継ぎと準備

運営体制や活動内容を次年度に引き継ぎましょう。

- ・役員や運営メンバーの引き継ぎを行い、新しいメンバーがスムーズに活動できるようにします。
- ・次年度の活動目標と計画を事前に作成し、準備を進めます。新しい課題や取組が出てきた場合、それに対応するための計画も合わせて考えます。

適正な運営を確保するための仕組み

指定地域共同活動団体であるひろしま LMO の適正な運営を確保するために、以下の4つの仕組みがあります。

(1)市町村長による特定地域共同活動の状況及び支援の状況の公表

【法260条の49第4項】

ひろしまLMOの活動の状況及びひろしまLMOへの支援の状況をホームページ等で公表します。

(2)市町村長による報告徴収【法260条の49第10項】

ひろしま LMO が行う活動の適正な実施を確保するため、活動状況等の報告を徴収することができます。

(3)市町村長による措置命令【法260条の49第11項】

ひろしまLMOの適正な運営を確保するために、LMOに対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

(4)市町村長による指定の取消し【法260条の49第12項】

(3)の措置命令に違反した場合などひろしま LMO としての適格性を欠くと認められる場合に、ひろしま LMO(指定地域共同活動団体)の指定を取り消すことができます。

行政等の伴走支援

- ・「ひろしまLMO」を運営する上での困りごとについて、区役所、市・区社会福祉協議会の職員が連携・協力し、解決に向けた支援を行います。
- ・助成金等の申請・報告書類について、様式やその記入例を提供し、スムーズに資料が作成できるよう助言などを行います。
- ・「ひろしまLMO」のホームページを作成する場合は、本市が運用している地域のホームページを簡単に作成できるシステム「こむねっとひろしま」が無料で利用できます。
- ・ひろしまLMOを運営する上での地域における事務負担の軽減や関係者との円滑な情報共有を図るために、以下の機能を持った「地域コミュニティ情報共有システム(仮称)」を提供します。

①情報共有機能

各種マニュアル・様式の確認や取得が可能になります。画像などの大容量のデータを保存することもできます。

②簡易経理機能

LMO の収入・支出を管理する帳簿が作成できます。スマホからでもデータの入力・確認ができるほか、支出に関連する領収書の画像を保存することができます。

持続可能な地域コミュニティの実現に向けて

ビジョンでは「地域に関わるあらゆる主体が一緒になり、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティの実現」を地域コミュニティの活性化に関する基本理念としています。本市において、市民、地域団体、ひろしま LMO、事業者など地域に関わる多様な主体が、この基本理念を共有し、連携・協力していくことで、持続可能な地域コミュニティの実現を図っていきましょう。

基本理念

地域に関わるあらゆる主体が一緒になり、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティの実現

おおむね小学校区単位でひろしまLMOを設立し、主体的な課題解決に取り組んでいる。さらに、NPO、協同労働団体、企業、商工会、公民館、学校、住民有志、地域外の人材などの多様な主体とも連携、協力体制を構築している。

ICT の活用により、地域内の情報伝達の迅速化を図るとともに、効果的な地域情報の発信を行っている。

行政等と地域の実情や課題について情報共有し、行政等への提言を行い、柔軟な活動支援を受けている。

地域活動に広く利用できる活動拠点や用途が柔軟な活動資金を確保し、地域の特色を生かした地域活動を行っている。

住民の郷土愛とまちづくりの当事者意識が醸成されている。

現役世代など新たな担い手が積極的に地域活動に参画している。



指定地域共同活動団体制度とは

複雑化・多様化する地域課題に対応するためには、地域の多様な主体が連携・協働して地域課題の解決に取り組む団体について、法律上の位置付けを明確にする必要があります。このため、地域において住民が日常生活を営むために必要な活動を地域の多様な主体と連携して行う団体を、市町村が「指定地域共同活動団体」として指定する制度として、令和6年9月26日に施行された改正地方自治法において、指定地域共同活動団体制度が創設されました。

指定地域共同活動団体の指定

指定の対象

次の(1)、(2)を満たす団体

- (1)地域的な共同活動を行う団体であること。
- (2)地縁による団体又は当該団体を主たる構成員とする団体であること。

指定の要件

- (1)地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの(特定地域共同活動)を行うこと。

本条例では、特定地域共同活動を「生活支援」、「健康の維持増進」、「交流促進」、「生涯学習」、「こども及び子育て世帯への支援」、「高齢者、障害者等への支援」などの15の活動を定めています。

- (2)民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。

本条例では、代表者や役員、予算、事業計画などの団体の運営に関する主な事項が民主的に決められていることや、経費の使途の透明性の確保、活動状況などの公表等を要件にしています。

- (3)①～⑧の事項を内容とする定款・規約等を定めていること。

①目的、②名称、③主としてその活動を行う区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧会計に関する事項

- (4)条例で定める要件を備えること。

項目	内容
主な活動区域	小学校の通学区域
構成団体	地区・学区社会福祉協議会、連合町内会・自治会、主な各種地域団体の半数以上
役員構成	特定の団体の構成員が役員の半数以上を占めていないこと。
活動内容	まちづくりの中長期計画を定めていること。
禁止行為	宗教活動や政治活動など

指定の効果

効果1 市町村の支援を受けることができる

【具体的な支援内容の例】

特定地域共同活動に係る活動資金の助成、情報提供、研修や他団体との交流の機会の提供等

効果2 他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に調整を求めることができる

【具体的な調整の例】

ある小学校区で子ども食堂を営む指定地域共同活動団体が、隣の小学校区で子ども食堂を営むボランティア団体と連携して食材を融通し合うための、両者の協議・連絡調整の場を市町村が設定する。

効果3 市町村から行政財産の貸付け、関連事務の随意契約による委託を受けることができる

【随意契約による委託】

地域の美化清掃活動を行う指定地域共同活動団体に対して、市町村が地域内にある公園の維持管理業務を委託して、一体的に地域の環境整備を図る。

【行政財産の貸付け】

市町村の保健センター内の一室を借り受けて、指定地域共同活動団体が高齢者の交流喫茶を開催する。

適正な運営を確保するための仕組み

(1)市町村長による特定地域共同活動の状況及び支援の状況の公表

指定を行った市町村が自ら特定地域共同活動の状況及び支援の状況を公表する。

(2)市町村長による報告徴収

市町村長は、当該団体から活動状況等の報告を徴収できる。

(3)市町村長による措置命令

市町村長は、指定地域共同活動団体に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(4)市町村長による指定の取消し

指定地域共同活動団体としての適格性を欠くと認められる一定の場合に、市町村長は指定地域共同活動団体の指定を取り消すことができる。

1 指定地域共同活動団体制度

地方自治法の一部を改正する法律(抄)

〔地域の多様な主体の連携及び協働の推進に関する事項関連部分〕

第二百六十条の四十九 市町村は、基礎的な地方公共団体として、その事務を処理するに当たり、地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これらの主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るようにしなければならない。

2 市町村長は、前項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体(当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。)又は当該団体を主たる構成員とする団体であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、指定地域共同活動団体として指定することができる。

一 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの(以下この条において「特定地域共同活動」という。)を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること。

二 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。

三 目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていること。

四 前三号に掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること。

3 市町村は、指定地域共同活動団体に対し、当該指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動に関し必要な支援を行うものとする。

4 市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の状況及び当該特定地域共同活動に対する前項の支援の状況について公表するものとする。

5 指定地域共同活動団体は、特定地域共同活動を他の地域的な共同活動を行う団体と連携して効率的かつ効果的に行うため、当該特定地域共同活動と他の地域的な共同活動を行う団体が行う当該特定地域共同活動と関連性が高い活動との間の調整を行うよう市町村長に求めることができる。この場合において、市町村長は、必要があると認めるときは、当該調整を図るために必要な措置を講じなければならない。

6 市町村は、当該市町村の事務の処理が指定地域共同活動団体が行う当該事務に関連する特定地域共同活動と一体的に行われることにより、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、当該事務の当該指定地域共同活動団体への委託については、第二百三十四条第二項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該市町村の規則で定める手続により、随意契約によることができる。

7 市町村は、指定地域共同活動団体が当該市町村の所有に属する行政財産を使用して特定地域共同活動を行うことにより、当該特定地域共同活動に関連する当該市町村の事務の処理と相まって、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該特定地域共同活動の用に供するため、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該指定地域共同活動団体に貸し付けることができる。

8 前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法第三条及び第四条の規定は、適用しない。

9 第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第七項の規定による貸付けについて準用する。

10 市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定地域共同活動団体に対し、当該特定地域共同活動の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

11 市町村長は、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは当該市町村の条例に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、この条の規定の施行に必要な限度において、当該指定地域共同活動団体に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

12 市町村長は、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに至つたと認める場合であつて前項の規定による命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであるとき、同項の規定による命令に違反したとき、又は不正な手段により第二項の指定を受けたときその他条例で定めるときは、その指定を取り消すことができる。

2 広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例

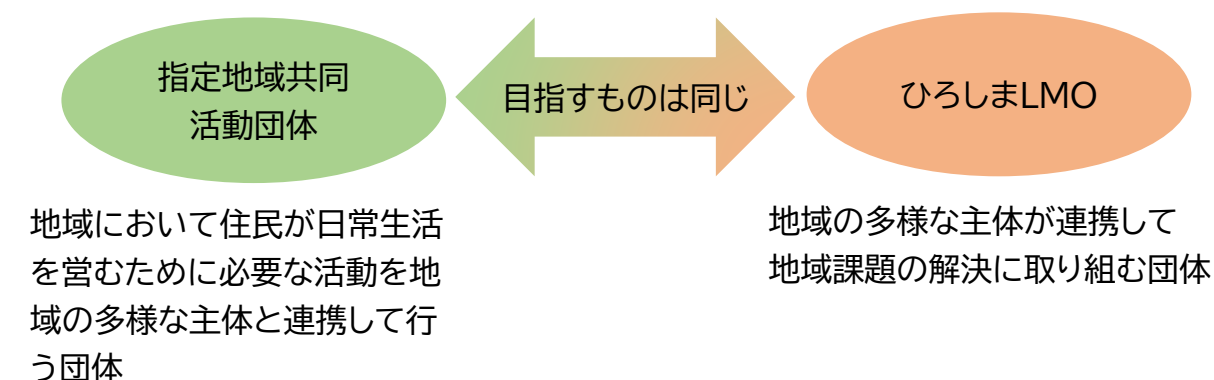
資料編

(1) 条例制定の意義

本市では、指定地域共同活動団体の制度を活用し、「ひろしまLMO」への支援を一層充実させることにより、地域における多様な主体が連携した共助の精神に基づく持続可能な地域コミュニティの実現を図るために、本条例の制定により指定地域共同活動団体制度を導入し、ひろしまLMOを指定地域共同活動団体として位置付けることにしました。

ポイント1 ひろしまLMOは地方自治法と条例に基づく団体になります。

本条例の制定により、ひろしまLMOは、地方自治法と本条例に基づき市が指定した団体(指定地域共同活動団体)となります。



ポイント2 ひろしまLMOへの支援の継続性が担保されます。

法において、市町村による指定地域共同活動団体への支援が規定されたことから、ひろしまLMOへの運営助成金などの支援について法的根拠が付与され、ひろしまLMOへの支援の継続性が担保されます。

ポイント3 ひろしまLMOになることのメリットが増えます。

ひろしまLMO(指定地域共同活動団体)となることにより、一定の条件の下で、市から行政財産(公民館や福祉センターの一室など)の貸付けや本市事務事業の随意契約による委託を受けることなどが可能になります。

(2) 条例の構成

前文	条例制定に至った背景や趣旨、目的を明らかにします。
第1条(趣旨)	本条例の趣旨を規定します。
第2条(ひろしまLMO)	指定地域共同活動団体をひろしまLMOと呼称することを規定します。
第3条(ひろしまLMOの指定要件)	ひろしまLMOの指定要件について規定します。
第4条(ひろしまLMOに対する支援)	ひろしまLMOへの支援を規定します。
第5条(申請等)	ひろしまLMOの指定を受けるための申請手続き等を規定します。
第6条(委任)	この条例で定めるもの以外で、法及び条例の施行に必要な事項は、規則で定めることを規定します。
附則	この条例は、令和7年7月1日から施行することを規定します。

2 広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例

(3) 条例の解説

前文

前文では、条例制定に至った背景や趣旨、目的を明らかにしています。

指定地域共同活動団体の制度を活用し、ひろしまLMOへの支援を一層充実させることにより、地域における多様な主体が連携した共助の精神に基づく持続可能な地域コミュニティの実現を図るという基本的な考え方を記載しています。

第1条(趣旨)

地方自治法においては、指定地域団体の指定等に関して、市町村の条例で必要な事項を定めることとされているため、本条例は地方自治法に基づき、必要な事項を定めることが趣旨であることを規定します。

第2条(ひろしまLMO)

本市においては、指定地域共同活動団体として市が指定した団体をひろしまLMOと称することを規定します。

第3条(ひろしまLMOの指定要件)

第1項

法第260条の49第2項第1号の条例で定める活動は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。

- (1) 地域住民の生活支援に資する活動
- (2) 地域住民の健康の維持増進に資する活動
- (3) 地域住民の交流促進に資する活動（以下略）

第1項では、法において、特定地域共同活動の内容は条例で定めることとされているため、その具体的な活動を条例で規定します。(1)から(15)までの活動は、現在、ひろしまLMOで実際に行われている活動を基に分類し整理したものです。

第2項

2 法第260条の49第2項第2号の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- (1) 団体の運営に関する主な事項を団体の構成員の意思に基づき決定すること。
- (2) 代表者その他の役員を団体の構成員の意思に基づき選任すること。
- (3) 予算及び決算に係る資料の公表並びに決算に係る監査を行い、経費の使途の透明性を確保すること。
- (4) 活動の計画及び実施の状況を公表すること。
- (5) 前各号の規定による適正な運営を確保するための方法が規約その他これに準ずるもの(第5条第1項において「規約等」という。)に定められていること。

第2項では、法において、「民主的で透明性の高い運営その他適正な運営」の具体的な内容は条例で定めることとされているため、「民主的な運営」、「透明性の高い運営」及び「適正な運営」の確保に必要な要件を条例で規定しています。

「民主的な運営」には、事業計画などの団体の運営に関する主な事項や会長等の役員の選任が、総会等において団体の構成員の意思に基づき多数決等で決議されることが重要であることから、(1)及び(2)の要件を規定します。「透明性の高い運営」には、活動状況や財務状況などが対外的に公開されていることが重要であることから、(3)及び(4)の要件を規定します。

「適正な運営」には、「民主的な運営」及び「透明性の高い運営」の適正性を確保するための方法を規約等に明文化することが重要であることから、(5)の要件を規定します。

第3項

3 法第260条の49第2項第4号の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- (1) 主としてその活動を行う区域を小学校の通学区域としていること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 地区・学区社会福祉協議会(地域福祉の推進を目的とし、前号に規定する区域を基本として組織された団体をいう。)及び連合町内会・自治会(同号に規定する区域を基本として組織された複数の町内会・自治会等(法第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。)の連合体をいう。)が構成団体となり、かつ、規則で定める団体のうち半数以上が構成団体となっていること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 特定の団体の構成員が役員の半数以上を占めていないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (4) まちづくりに関する中長期的な計画を定めていること。
- (5) 共助(広く地域住民の利益の増進を図るための地域住民等による支え合いをいう。)の精神に基づく市民主体のまちづくりを持続的に実践しようとしていると認められる者で構成する団体であること。
- (6) 次に掲げる活動を行わないこと。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下このウにおいて同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動（以下略）

2 広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例

第3項では、本市独自の指定要件を設定しています。

本市においては、おおむね小学校の通学区域を単位として、地区・学区社会福祉協議会、連合町内会・自治会や学区体育協会や地区青少年健全育成連絡協議会等の主要な地域団体が組織され、まちづくりが行われていることを踏まえ、本要件を規定します。

ただし、小学校の統廃合などにより一部地域においては、小学校の通学区域とまちづくりの区域が異なる場合があるため、こうした地域においては地域の実情を踏まえた特例的な対応を行うことを想定しています。

市民主体のまちづくりを持続的に実践する上ではひろしまLMOが地域代表性を有することが重要であることから、ひろしまLMOの中核となる地区・学区社会福祉協議会及び連合町内会・自治会を必須の構成団体とするとともに、活動区域内の主たる地域団体の半数以上により地域内での合意形成を図ることをもって地域代表性を担保することとし、本要件を規定します。

民主的な組織運営を行うためには、多様な団体がその意思決定の過程に参画することが重要であることから、(3)の要件を規定します。

市民主体のまちづくりを計画的に実施していくためには、中長期計画を定め、地域の将来像等を団体内で共有することが重要であることから、(4)の要件を規定します。

ひろしまLMOは、共助の精神に基づき、地域の多様な主体が連携し、楽しさややりがいを感じながら、市民主体のまちづくりを推進していくことにより、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティを実現することを目的とした団体であり、その構成員もこうした目的に賛同し、共有していることが重要であることから、本要件を規定します。

指定地域共同活動団体は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動を行うことを目的とした団体であり、宗教活動や政治活動などの活動を行うことは法の趣旨を踏まえると望ましくないという観点で、本要件を規定します。

第4条(ひろしまLMOに対する支援)

法第260条の49第3項において、「市町村は、指定地域共同活動団体に対し、当該指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動に関し必要な支援を行うものとする。」と規定されていることを踏まえ、ひろしまLMOの設立・運営を支援するため、法の規定に基づき、本市がひろしまLMOに対し、必要な支援を行うことを規定します。

第5条(申請等)

指定地域団体の指定の申請に当たって所定の申請書等の提出が必要であること及び指定を受けた後の申請書等の記載事項の変更等の届出が必要であることを規定します。

第6条(委任)

この条例で定めるもの以外で、法及び条例の施行に必要な事項は、規則で定めることを規定します。

広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例(案)

人口減少や少子高齢化の進行等により、地域コミュニティの活力低下が懸念される中、本市においては、地域に関わるあらゆる主体が一緒になり、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティの実現を図るため、広島型地域運営組織ひろしまLMO(エルモ)を基盤とした市民主体のまちづくりを推進してきた。

こうした中、国において、令和6年9月26日に、市町村長が地域的な共同活動を行う地縁による団体等を指定地域共同活動団体として指定することができること等を定めた地方自治法の一部を改正する法律が施行された。

そこで、指定地域共同活動団体の制度を活用し、ひろしまLMOへの支援を一層充実させることにより、地域における多様な主体が連携した共助の精神に基づく持続可能な地域コミュニティの実現を図り、もって地域共生社会の形成に資するために、地方自治法に基づき、この条例を制定する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第260条の49第2項の規定に基づき、指定地域共同活動団体の指定等に関し、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(ひろしまLMO)

第2条 前条の指定地域共同活動団体は、ひろしまLMOと称する。

(ひろしまLMOの指定要件)

第3条 法第260条の49第2項第1号の条例で定める活動は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。

- (1) 地域住民の生活支援に資する活動
- (2) 地域住民の健康の維持増進に資する活動
- (3) 地域住民の交流促進に資する活動
- (4) 地域住民の生涯学習に資する活動
- (5) 地域のこども及び子育て世帯への支援に資する活動
- (6) 地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動
- (7) 地域の生活環境の整備又は美化に資する活動
- (8) 地域の防災又は減災に資する活動
- (9) 地域の防犯に資する活動
- (10) 地域の交通安全に資する活動
- (11) 地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動
- (12) 地域の魅力の向上に資する活動
- (13) 地域課題等の把握に資する活動
- (14) 前各号に掲げる活動の地域内外への情報の発信に資する活動
- (15) 前各号に掲げる活動の新たな担い手の確保に資する活動
- (16) その他市長が必要と認める活動

2 法第260条の49第2項第2号の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- (1) 団体の運営に関する主な事項を団体の構成員の意思に基づき決定すること。
- (2) 代表者その他の役員を団体の構成員の意思に基づき選任すること。
- (3) 予算及び決算に係る資料の公表並びに決算に係る監査を行い、経費の使途の透明性を確保すること。
- (4) 活動の計画及び実施の状況を公表すること。
- (5) 前各号の規定による適正な運営を確保するための方法が規約その他これに準ずるもの(第5条第1項において「規約等」という。)に定められていること。

3 法第260条の49第2項第4号の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- (1) 主としてその活動を行う区域を小学校の通学区域としていること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 地区・学区社会福祉協議会(地域福祉の推進を目的とし、前号に規定する区域を基本として組織された団体をいう。)及び連合町内会・自治会(同号に規定する区域を基本として組織された複数の町内会・自治会等(法第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。)の連合体をいう。)が構成団体となり、かつ、規則で定める団体のうち半数以上が構成団体となっていること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 特定の団体の構成員が役員の半数以上を占めていないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (4) まちづくりに関する中長期的な計画を定めていること。
- (5) 共助(広く地域住民の利益の増進を図るための地域住民等による支え合いをいう。)の精神に基づく市民主体のまちづくりを持続的に実践しようとしていると認められる者で構成する団体であること。
- (6) 次に掲げる活動を行わないこと。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下このウにおいて同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

エ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下このエにおいて同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下このエにおいて同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、活動を助長し、又は利することとなると認められる活動

オ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる活動

(ひろしまLMOに対する支援)

第4条 本市は、ひろしまLMOに対し、助成金の交付その他の支援を行うものとする。この場合において、市長は、当該支援を効率的かつ効果的に行うために必要があると認めるときは、社会福祉法人広島市社会福祉協議会に対し、当該支援に必要な協力を求めることができる。

(申請等)

第5条 法第260条の49第2項の規定による指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、申請書に規約等その他の規則で定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 法第260条の49第2項の規定による指定を受けたひろしまLMOは、前項の申請書若しくは添付書類の記載事項に変更があったとき、又は解散したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。

(委任規定)

第6条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

※ 「ひろしまLMO」づくりに関する内容については、コミュニティ再生課又は区の地域起こし推進課へお問い合わせください。

課名	電話番号(FAX)	住所	E-mail
企画総務局地域活性化調整部 コミュニティ再生課	082-504-2867 (FAX:082-504-2029)	中区国泰寺町一丁目6番34号	community@city.hiroshima.lg.jp
中区市民部地域起こし推進課	082-504-2546 (FAX:082-541-3835)	中区国泰寺町一丁目4番21号	na-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
東区市民部地域起こし推進課	082-568-7704 (FAX:082-262-6986)	東区東蟹屋町9番38号	hi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
南区市民部地域起こし推進課	082-250-8935 (FAX:082-252-7179)	南区皆実町一丁目5番44号	mi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
西区市民部地域起こし推進課	082-532-0927 (FAX:082-232-9783)	西区福島町二丁目2番1号	ni-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐南区市民部地域起こし推進課	082-831-4926 (FAX:082-877-2299)	安佐南区古市一丁目33番14号	am-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐北区市民部地域起こし推進課	082-819-3904 (FAX:082-815-3906)	安佐北区可部四丁目13番13号	as-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安芸区市民部地域起こし推進課	082-821-4905 (FAX:082-822-8069)	安芸区船越南三丁目4番36号	ak-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
佐伯区市民部地域起こし推進課	082-943-9705 (FAX:082-943-9718)	佐伯区海老園二丁目5番28号	sa-chiiki@city.hiroshima.lg.jp

※ 設立時助成金や運営助成金、一括交付金の詳細については、広島市社会福祉協議会にお問い合わせください。

課名	電話番号(FAX)	住所	E-mail
広島市社会福祉協議会 地 域 福 祉 推 進 課 地 域 連 携 支 援 担 当	082-236-6175 (FAX:082-264-6413)	南区松原町5番1号 BIG FRONT ひろしま6階	renkei@shakyohiroshima-city.or.jp

登録番号	広 00－0000－000
名称	持続可能な地域コミュニティの実現に向けたガイドライン
主管課	広島市企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課
所在地	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 TEL 082-504-2867
発行年月	令和7年(2025 年)7月